

## 薬学部学年進級規程（2017年度～2023年度入学生）

北里大学薬学部に在籍する学生の進級ならびに留年に関する扱いは、この規程の定めるところによる。

### <総則>

第1条 進級、留年、卒業の決定については、学則により薬学部教授会で審議し、決定する。

第2条 履修すべき必修科目中、不合格科目の数が4科目以上の者は進級できない。

第3条 実験・実習科目に不合格科目を有する者は進級できない。

第4条 必修科目に不合格科目を有して進級する者は、4年次終了までに再試験を受験し当該不合格科目の単位を全て修得しなければならない。

第5条 3群選択必修科目に不合格科目を有して進級した者は、教授会の指示に従い、次年度以降の再試験に合格するか、もしくは、他の選択科目の単位を修得し、卒業要件の単位を充足しなければならない。

第6条 同一学年における在学年数は2年以内とする。（休学期間を除く）  
上記に規定する期間を超えた者は学則により除籍する。

### <薬学科における1年次から2年次への進級に関する規程>

第7条 薬学科における1年次に履修すべき必修科目は、以下とする。

- |        |        |                     |
|--------|--------|---------------------|
| 〈1群科目〉 | 総合領域科目 | 1科目（必修科目）           |
|        | ・総合領域  | 北里の世界               |
|        | 基礎教育科目 | 8科目（必修科目）           |
|        | ・外国語系  | 英語AⅠ、英語AⅡ、英語BⅠ、英語BⅡ |
|        | ・自然科学系 | 物理学、物理学実験、生物学、生物学実験 |

- 〈2群科目〉 7科目（必修科目）  
化学、基礎有機化学、代数学、統計学、有機化学Ⅰ  
情報リテラシーⅠ（講義）、情報リテラシーⅡ（演習）

- 〈3群科目〉 7科目（必修科目）  
薬学概論、薬用植物学、解剖学、薬と仕事Ⅰ、  
生化学Ⅰ、生理学Ⅰ、チーム医療論

2 薬学科における卒業要件となる1年次選択必修科目は、以下とする。

- 〈1群科目〉 人間形成の基礎科目
- ・文化の領域（A区分）  
なお、倫理学は薬学部履修指定科目であるので、「倫理学A」または「倫理学B」のいずれか1科目は必ず履修し、単位を修得しなければならない。
  - ・社会の領域（A区分）
- 総合領域科目（A区分）

上記A区分から4科目8単位以上

- 人間形成の基礎科目
- ・健康の領域（B区分）

ただし、健康とスポーツ演習、ライフスポーツ演習A・B・Cの4科目のうち、1年次の当該年度に履修できる科目はいずれか1科目までとする。また、卒業要件単位としては、履修した科目より1科目2単位のみ認める。

基礎教育科目（B区分）

・数理情報系のうち情報科学A・B・C

教養演習科目（B区分）

・教養演習系

上記B区分から2科目4単位以上

数学または発展数学（A+B）のいずれか4単位以上選択必修。

- 3 特に指定するものを除き、1群自由科目（生物学要習、物理学要習、化学要習）および4群科目（自由科目および単位互換科目）は、本規程の適用外とする。
- 4 「北里の世界」「薬学概論」「チーム医療論」「薬と仕事Ⅰ」のうち1科目でも不合格を有する者は、2年次に進級できない。

<薬学科における2年次から3年次への進級に関する規程>

第8条 薬学科における2年次から3年次への進級については、総則第1条から第6条を適用する。

<薬学科における3年次から4年次への進級に関する規程>

第9条 薬学科における3年次から4年次への進級については、総則第1条から第6条を適用する。

<薬学科における4年次から5年次への進級に関する規程>

第10条 薬学科における4年次から5年次への進級については、総則第1条、第3条、第4条、第5条、第6条を適用する。

第11条 4年次終了までに必修科目の全てを修得した者が、共用試験（OSCE・CBT）に合格していない場合は、4年次から5年次への進級は認めるが、「病院・薬局実習」を履修することはできない。

<薬学科における5年次から6年次への進級に関する規程>

第12条 薬学科における5年次から6年次への進級については、総則第1条、第3条、第5条、第6条を適用する。

2 第11条により「病院・薬局実習」が履修できない者は、留年とする。

第13条 共用試験（OSCE・CBT）の有効期間の延長が認められる特別な事由により年度途中で「病院・薬局実習」の履修が継続できなくなった場合に限り、「病院・薬局実習」を6年次で履修することを教授会が認めた場合は、進級することができる。

<薬学科における卒業要件に関する規程>

第14条 薬学科における卒業要件は、必修科目167単位、1群選択必修科目16単位以上、3群選択必修科目6単位以上、計189単位以上を修得しなければならない。

<生命創薬科学科における1年次から2年次への進級に関する規程>

第15条 生命創薬科学科における1年次に履修すべき必修科目は、以下とする。

- 〈1群科目〉 総合領域科目 2科目（必修科目）  
 ・総合領域 北里の世界、仕事と人生  
 基礎教育科目 8科目（必修科目）  
 ・外国語系 英語AⅠ、英語AⅡ、英語BⅠ、英語BⅡ  
 ・自然科学系 物理学、物理学実験、生物学、生物学実験

- 〈2群科目〉 7科目（必修科目）  
 化学、基礎有機化学、代数学、統計学、有機化学Ⅰ  
 情報リテラシーⅠ（講義）、情報リテラシーⅡ（演習）

- 〈3群科目〉 7科目（必修科目）  
 薬学概論、薬用植物学、解剖学、創薬科学への招待  
 生化学Ⅰ、生理学Ⅰ、生命創薬科学研究概説

2 生命創薬科学科における卒業要件となる1年次選択必修科目は、以下とする。

- 〈1群科目〉 人間形成の基礎科目

- ・文化の領域（A区分）

なお、倫理学は薬学部履修指定科目であるので、「倫理学A」または「倫理学B」のいずれか1科目は必ず履修し、単位を修得しなければならない。

- ・社会の領域（A区分）

- 総合領域科目（A区分）

上記A区分から4科目8単位以上

- 人間形成の基礎科目

- ・健康の領域（B区分）

ただし、健康とスポーツ演習、ライフスポーツ演習A・B・Cの4科目のうち、1年次の当該年度に履修できる科目はいずれか1科目までとする。また、卒業要件単位としては、履修した科目より1科目2単位のみ認める。

- 基礎教育科目（B区分）

- ・数理情報系のうち情報科学A・B・C

- 教養演習科目（B区分）

- ・教養演習系

上記B区分から2科目4単位以上

数学または発展数学（A+B）のいずれか4単位以上選択必修。

3 特に指定するものを除き、1群自由科目（生物学要習、物理学要習、化学要習）および4群科目（自由科目および単位互換科目）は、本規程の適用外とする。

4 「北里の世界」「薬学概論」「仕事と人生」「創薬科学への招待」のうち1科目でも不合格を有する者は、2年次に進級できない。

〈生命創薬科学科における2年次から3年次への進級に関する規程〉

第16条 生命創薬科学科における2年次から3年次への進級については、総則第1条から第6条を適用する。

〈生命創薬科学科における3年次から4年次への進級に関する規程〉

第17条 生命創薬科学科における3年次から4年次への進級については、総則第1条から第6条を適用する。

〈生命創薬科学科における卒業要件に関する規程〉

第18条 生命創薬科学科における卒業要件は、必修科目97単位、1群選択必修科目16単位以

上、3群選択必修科目17単位以上、計130単位以上を修得しなければならない。

附 則

- 1 本規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 教授会が必要と認めた場合、この規程は特定年度に限ってその実施を変更することができる。
- 3 本規程の実施の細目は別に定める。
- 4 薬学科3群選択必修科目のうち文献講読ゼミA・B・C・Dは、4単位のうち1単位までを卒業要件単位として認める。
- 5 第13条に規定する共用試験の有効期間の延長が認められる特別な事由とは、事故や病気、経済的理由による一時的な勉学の中断、自然災害等により実習が行えなくなった場合などとする（留年や海外留学は特別な事由として認めない）。

附 則

- 1 本規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2019 - 11187号）

（施行日、適用）

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2017年度入学生から2020年度入学生に適用する。  
なお、編入学生については、編入学する学年（入学年度）の進級規程を適用する。
- 3 薬学科における4年次から5年次への進級に関する規程第11条の「必修科目113単位全て」を「必修科目の全て」に変更する。

附 則（北学総第2020 - 10061号）

（施行日、適用）

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2017年度入学生から2021年度入学生に適用する。

附 則（北学総第2021 - 12807号）

（施行日、適用）

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2017年度入学生から2022年度入学生に適用する。

附 則（北学総第2022 - 11715号）

（施行日、適用）

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2017年度入学生から2023年度入学生に適用する。

平成28年11月10日	薬学部教授会承認
平成30年1月11日	薬学部教授会承認
2019年1月10日	薬学部教授会承認
2020年1月9日	薬学部教授会承認
2020年2月6日	薬学部教授会承認
2021年1月7日	薬学部教授会承認
2022年1月6日	薬学部教授会承認
2023年1月5日	薬学部教授会承認